

報告資料 1 - 1

令和6年6月7日

【第27回日本臨床救急医学会総会・学術集会 準備状況報告】

第27回日本臨床救急医学会総会・学術集会
会長 富岡 譲二

1. 予算案：別紙参照
2. 有料登録者数：1487名（2024年6月7日現在）
3. 主要プログラム
<https://jsem-congress.jp/wp-content/uploads/2024/05/schedule0531.pdf>
 - (ア) 一般演題：587題（1題のみ査読不可）
 - (イ) シンポジウム：18セッション
 - (ウ) パネルディスカッション：16セッション
 - (エ) 併設企画
 - ① 各種委員会：12
 - ② 全国メディカルコントロール協議会連絡会
 - ③ 全国消防長会推薦評議員連絡会
 - ④ 市民公開講座：2セッション
 - ⑤ 教育講演「救急医療と移植医療」
 - ⑥ 併設コース
 1. J-CIMELS（日本母体救命システム普及協議会）母体救命コース
 2. 中心静脈確保ハンズオンセミナー
 3. JPTEC ブラッシュアップセミナー
 4. ICLS ブラッシュアップセミナー
 5. 民間救命士・民間MC医師指定基礎講習会
 6. 救急隊版臨床推論セミナー
 7. 日本救急撮影技師認定機構講習会
 8. PACC セミナー「救急現場での心電図の読み方」
 9. 小児病院前救護トレーニング PPMEC コース
 10. PPMEC コース
 11. 救急認定薬剤師講習会
 12. 救急認定ソーシャルワーカー指定講習会
 13. AMLS・GEMS アップデート
 14. RRS、RRT、CCOT セミナー
 15. PEMEC コース
4. 救急専門医専門講習・領域講習は設定せず

報告資料 1 — 1

5. 発表方法

(ア) 一般演題

- ① ポスター・口演ともに Web 上で公開・質疑応答
- ② 口演の当日発表は希望者のみ あらかじめ登録されたスライドを用い簡単な質疑応答 座長は Web 上での質疑応答を踏まえた進行を
- ③ ポスターは本人あるいは代行業者が貼布。Web 上での質疑応答

(イ) シンポジウム・パネルディスカッション

- ① 現地開催のみ
- ② 演者の許可が得られなかったもの以外は期間限定でオンデマンド配信

6. その他

- (ア) 参加登録は事前受付のみ 当日参加はなし
- (イ) 全体懇親会は実施しません
- (ウ) 託児所を設置します

第27回 日本臨床救急医学会総会・学術集会

【収入の部】

科目	数量	単位	単価	金額
参加費収入				
会員(非医師)※早期	340	名	11,000	¥3,740,000
会員(非医師)	330	名	13,000	¥4,290,000
会員(医師)※早期	330	名	13,000	¥4,290,000
会員(医師)	350	名	15,000	¥5,250,000
非会員 ※早期	170	名	15,000	¥2,550,000
非会員	300	名	17,000	¥5,100,000
学部学生、初期研修医 ※早期	60	名	3,000	¥180,000
学部学生、初期研修医	70	名	3,000	¥210,000
消防機関 ※早期	200	名	10,000	¥2,000,000
消防機関	150	名	12,000	¥1,800,000
	2,300	名	小計①	¥29,410,000
広告関係費				
プログラム 表4(1色)	1	社	130,000	¥130,000
プログラム 後付1頁(1色)	6	社	50,000	¥300,000
プログラム 後付1/2頁(1色)	5	社	30,000	¥150,000
ホームページバナー広告	2	社	50,000	¥100,000
			小計②	¥680,000
補助金				
学会本体拠出金	1	式	2,000,000	¥2,000,000
MICE開催補助金 ※申請中(宿泊数次第)	1	式	500,000	¥500,000
			小計③	¥2,500,000
協賛金				
共催セミナー(ランチョンセミナー 100席)	3	社	250,000	¥750,000
共催セミナー(ランチョンセミナー 90席)	1	社	230,000	¥230,000
共催セミナー(ランチョンセミナー 54席)	1	社	150,000	¥150,000
冠シンポジウム・講演会(中央公民館686席)	1	社	300,000	¥300,000
企業展示	37	小間	165,000	¥6,105,000
車両展示	2	社	50,000	¥100,000
寄附金	1	式	470,000	¥470,000
			小計④	¥8,105,000
その他				
抄録集販売	300	冊	1,000	¥300,000
			小計⑤	¥300,000
			合計(A)	¥40,995,000

第27回 日本臨床救急医学会総会・学術集会

【支出の部】

業務内訳	数量	単位	単価	金額(税込)
【1】事前準備関係				
①事前参加登録受付関係業務	1	式	¥3,100,000	¥3,410,000
②演題受付関係業務	1	式	¥1,880,000	¥2,068,000
③印刷製本費	1	式	¥1,296,000	¥1,425,600
④旅費交通費	-	-	0	¥0
⑤通信費	1	式	¥128,000	¥140,800
⑥備品・消耗品費	1	式	¥100,000	¥110,000
⑦ホームページ制作および更新・管理費	1	式	¥2,170,000	¥2,387,000
			小計①	¥9,541,400
【2】当日運営関係				
会場、付帯設備費(映像・音響・照明等)	1	式	¥13,131,200	¥14,444,320
看板制作費	1	式	¥847,000	¥931,700
備品関係費	1	式	¥41,000	¥45,100
招待者等関係費	1	式	¥600,000	¥660,000
当日運営委託費	1	式	¥6,269,200	¥6,896,120
会場設営費	1	式	¥2,915,000	¥3,206,500
企画・管理費等	1	式	¥4,740,000	¥5,214,000
			小計②	¥31,397,740
			合計(B)	¥40,939,140

報告資料 1 - 2

令和6年5月20日

【第28回日本臨床救急医学会総会・学術集会 準備状況報告】

第28回日本臨床救急医学会総会・学術集会

会長 守谷 俊

第28回日本臨床救急医学会総会・学術集会

開催日：2025年6月19日(木)～21日(土)

会場：パシフィコ横浜 会議センター(神奈川県横浜市)

会長：守谷 俊(自治医科大学医学部附属さいたま医療センター 救急科)

事務局長：柏浦 正広(自治医科大学医学部附属さいたま医療センター 救急科)

テーマ：Go for the Cutting Edge(最高のアウトカムを目指して)

学会形式：集合型

シンポジウム・ワークショップ・パネルディスカッション

会長講演1、特別講演2、教育講演6、教育ミニレクチャー

会長特別企画(2)

専門医講習、救急科専門講習

他学会との合同企画

予定案

19日：理事会、社員総会、オフザジョブトレーニングコース、会議

20日：開会式、発表、会員懇親会

21日：発表、市民公開講座、閉会式

ポスター作成中

事務連絡先：株式会社学会サービス 南條 隆一郎

〒150-0032 東京都渋谷区鶯谷町7-3-101

一般社団法人 日本臨床救急医学会評議員の選出を下記の通り実施します。今回の評議員選出は、本学会定款及び施行細則に基づいて行います。評議員になるための審査を希望される会員は、下記の事項にご留意の上、所定の手続きをお取り下さい。

記

1. 本学会評議員になるための審査を受けることができる会員は、令和6年4月末日現在において、定款第16条及び評議員に関する定款施行細則第3条及び第4条の資格条件をすべて満たし、また所定の用紙及び資料を提出することを必要とします。
2. 本学会評議員になることができる資格を有する会員であっても、申請のない場合は、審査の対象とされませんのでご注意ください。
3. 1) 今回選出される評議員の総数は、正会員数の概ね10%です。
2) 今回選出される評議員の任期は、令和7年4月1日から令和11年3月31日です。
3) 会員数の割合に応じた職種別選出を積極的行います。
4. 評議員になるための審査を希望される方は、審査申請用紙を、本学会ホームページよりダウンロードして下さい。
5. 申請用紙交付請求期間（ダウンロード期間）； 令和6年7月1日（月）～令和6年8月15日（木）
6. 審査申請書類の提出締切期日は、令和6年8月15日（木）（当日消印有効）です。期日厳守の上、必要書類を必ず書留郵便もしくはレターパックプラスにて本学会事務所にお送り下さい。
7. なお、令和7年3月31日に満70歳に達している会員は、評議員になるための審査を受けることができません。〔定款16条第3項目3.〕
8. 評議員に選出された場合、原則として当会誌の論文査読等の業務を行なっていただく必要があります。
9. 定款第16条において、「連続して2年間、正当な理由なく社員総会を欠席したとき」には「評議員資格を失う」とされています。本会は、「委任状提出があれば次期評議員資格を失われることがない」としているため、評議員応募者は万が一のやむを得ぬ欠席に備え委任状を提出しておくようご注意ください。

以上

令和6年4月吉日

一般社団法人 日本臨床救急医学会
代表理事 溝端 康光
評議員選出委員会
委員長 守谷 俊

【お問合せ及び書類請求・送付先】 日本臨床救急医学会事務所
〒164-0001 東京都中野区中野 2-2-3
Tel 03-3380-2704 Fax 03-3380-8627
E-mail : jsem_jimu@herusu-shuppan.co.jp
学会 URL : <https://jsem.me/>

報告資料3

令和6年6月20日

【利益相反管理委員会 報告事項】

日本臨床救急医学会
利益相反管理委員会
委員長 兼 担当理事 杉田 学

審議. 利益相反に関する指針ならびに細則、利益相反申告書について

委員会内での持ち回りのメール会議と理事会での審議を経て、利益相反に関する指針ならびに細則(資料1)、利益相反申告書(資料2)を作成した。

本評議員会で報告、承認後は、対象者に対して速やかに利益相反申告書を提出していただき、以後は毎年1月1日付けで申告していただく予定である。

以上

臨床救急にかかる研究のCOI（利益相反）に関する指針ならびに細則

日本臨床救急医学会 利益相反管理委員会

臨床救急にかかる研究のCOI（利益相反）に関する指針

第1条 指針策定の目的

学会発表や、機関誌などの刊行物で論文発表される研究においては、医薬品・医療機器・技術を用いた臨床研究も多く、産学連携による研究・開発が行われる場合が少なくない。産学連携による研究は臨床救急の進歩のために極めて重要な位置を占めているが、学術的成果を社会へ還元することによってもたらされる公的利益だけでなく、産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権などの私的利益が発生する場合が有り、研究者個人においてこれら2つの利益が相反する利益相反 conflict of interest（以下 COI と略す）と呼ばれる状態が起こり得る。COI が深刻な場合には、研究の方法、データの解析、結果の解釈が歪められたりする可能性や、適切な研究成果であるにも関わらず、中立性、公明性を欠く研究成果となってしまう可能性がある。また、研究においては、被験者の人権、生命、及び安全を守るという観点から倫理性と科学性を担保するために、臨床研究に係る COI 問題について慎重な対応が求められている。

日本臨床救急医学会（以下本学会）は、研究を積極的に推進することが社会的責務であると認識し、その事業の遂行において COI に関する本学会の方針を会員に対して明示するための「臨床救急にかかる研究の COI（利益相反）に関する指針」（以下、本指針）を定めるものである。

その目的は、本学会会員の COI 状態を適切にマネジメントすることにより、産学連携による研究の公正さ・中立性・公明性を確保した状態で、研究結果の発表や普及を適正に推進し、救急医学・救急医療の進歩、発展、普及を図るという本学会の社会的責務を果たすことにある。

本指針は本学会における COI についての基本的な考えを示すものであり、本学会は学会が行う事業に参加する会員などに以下に定める本指針を遵守することを求める。

なお、本指針は本学会の COI マネジメントのコアとなる内容を記したものであり、COI の概念その他の詳細については、日本医学会の HP

（<http://jams.med.or.jp/guideline/index.html>）などに記載されているので、参照されたい。

第2条 対象者

COI 状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- ① 本学会の役員
- ② 前号以外の本学会のすべての会員
- ③ 本学会の雇用する事務職員

第3条 対象となる活動

本学会が関わるすべての事業活動に対して、本指針を適用する。特に、本学会が開催する学術集会及び教育セミナーにおいて学術発表する研究者のすべてに、本指針が遵守されていることが求められる。また、本学会の会員に対して教育的な講演を行う場合や、市民に対して公開講座などを行う場合は、社会的影響力が強いことから、その演者には特段の本指針遵守が求められる。

第4条 開示・公開すべき事項

対象者は、対象者自身における以下の①から⑦⑨の事項で、またその配偶者・一親等以内の親族、あるいは収入・財産を共有する者における以下の①から⑦③の事項について、別に定める「臨床救急にかかる研究の COI（利益相反）に関する細則」に記された基準に従い、自己申告によって COI の正確な状況を開示する義務を負うものとする。なお、自己申告の内容については、申告者本人が責任を持つものとする。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職
- ② 株の保有
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体が、原稿やパンフレット執筆に対して支払った原稿料
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
- ⑦ 奨学寄付附金（奨励寄付附金）
- ⑧ 企業などが提供する寄附講座への所属
- ⑨ その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）

第5条 COI 状態の回避

1) 全ての対象者が回避すべきこと

研究の結果の公表は、科学的な判断と公共の利益に基づいて行われるべきである。本学会が行う事業に関係するものは、研究の結果を学会で発表するか否かの決定、あるいは研究の結果とその解釈といった本質的な内容について、その研究に対する資金提供者や特定の企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約書を締結してはならない。

2) 臨床研究の実施者が回避すべきこと

臨床研究（臨床試験、治験を含む）が実施される場合、当該研究の研究者は以下の COI 状態となることを回避すべきである。

- ① 臨床試験被験者の仲介や紹介にかかる報償金の取得
- ② ある特定期間内での症例集積に対する報償金の取得
- ③ 特定の研究結果に対する成果報酬の取得
- ④ 研究結果の学会発表の決定に関して、資金提供者・企業が影響力の行使を可能とする契約

の締結

3) 臨床研究の責任者が回避すべきこと

臨床研究（臨床試験、治験を含む）の主任研究者あるいは当該研究の計画・実施に大きな影響を持つ責任者（多施設臨床研究における各施設の責任者は、これに該当しない）には、以下の COI 状態にない研究者が就任すべきであり、また就任後もこれらの COI 状態となることを原則として回避すべきである。

- ① 臨床試験を依頼する企業の株式の保有
- ② 臨床研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得
- ③ 臨床研究を依頼する企業の役員、理事、顧問（無償の科学的な顧問は除く）

第6条 実施方法

1) 利益相反管理委員会の役割

本学会は、COI 状態にある会員からの質問や要望に対し、また、COI の管理・調査・審査を行い、さらには改善措置の提案や啓発活動を行うために利益相反管理委員会を設置する。

2) 会員の役割

会員は研究成果を発表する場合、当該研究実施に関わる COI 状態を適切に開示する義務を負うものとする。開示の具体的方法については、本学会の「医学研究の COI（利益相反）に関する細則」に基づいて行う。本指針に反する事態が生じた場合には、利益相反管理委員会が審議し、その結果を理事会に上申する。

3) 役員等の役割

本学会の役員は、すべての事業活動に対して重要な役割と責任を担っているため、就任した時点で自己申告を行う義務を負うものとする。その具体的方法については本学会の「臨床救急にかかる研究の COI（利益相反）に関する細則」に基づいて行う。

また、役員は、本学会の事業活動を実施するなかで企業・団体と取り交わす契約などに関して、事業活動に伴う調査活動や発表の公明性・中立性において制約を設ける内容の取り決めを行ってはならない。

理事会は、役員が本学会の全ての事業を遂行する上で、深刻な COI 状態が生じた場合、或いは COI の自己申告が不適切と認めた場合、利益相反管理委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することが出来る。

学術集会の会長は、当該学会において発表される研究成果が、本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めることが出来る。なお、これらの対処については、必要に応じて利益相反管理委員会で審議し、その答申に基づいて会長が決定する。

4) その他の委員会の役割

その他の委員会は自らが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については必要に応じて利益相反管理委員会で審議し、その答申に基づいて当該委員長が決定する。

第7条 指針違反者への措置

1) 指針違反者への措置

本学会の利益相反管理委員会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有し、その審議結果を理事会に答申する。その答申に基づいて重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、理事会はその遵守不履行の程度に応じて「臨床救急にかかる研究の COI (利益相反) に関する細則」に定める措置を取ることが出来る。

2) 不服の申立

被措置者は、本学会に対して不服申立をすることができる。本学会がこれを受理したときは、「臨床救急にかかる研究の COI (利益相反) に関する細則」に定める理事会において再審理を行う。

3) 説明責任

本学会は、自ら関与する事業において発表された医学研究に関して、本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合には、利益相反管理委員会および理事会の協議を経てこれを公表し、社会への説明責任を果たす。

第8条 COI 自己申告書およびそこに開示されたCOI 情報の保管・管理

「臨床救急にかかる研究の COI (利益相反) に関する細則」に基づいて、提出された COI 自己申告書およびそこに開示された COI 情報は、学会事務局において、代表理事を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理する。

第9条 指針運用規則の制定

本学会は、本指針を実際に運用するために必要な「臨床救急にかかる研究の COI (利益相反) に関する細則」を制定する。

第10条 施行日および改正方法

本指針は、社会的影響や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。本学会利益相反管理委員会は、原則として3年ごとに本指針の見直しを行い、理事会の決議を経て、社員総会・会員総会に報告し、本指針を改正することが出来る。

附則

1. 本指針は、平成27年6月4日より施行する。
2. 本指針は、令和6年6月~~7~~25日より施行する。

臨床救急にかかる研究のCOI（利益相反）に関する細則

臨床研究に関するCOI（利益相反）管理指針 施行細則

第1条 本学会役員、各種委員会委員長などの自己申告

代表理事、理事、監事、会長、各種委員会委員長における本施行細則第5条に定める開示する義務のある利益相反 conflict of interest（以下 COI と略す）状態は、本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とした団体に関わるものに限定する。

2. 本学会の代表理事、理事、監事、会長、各種委員会委員長は、就任時ならびに就任後は毎年1月1日付けで前年1年間過去3年間の COI 状態について「役員等 COI（利益相反）申告書」により、自己申告し、代表理事あて提出しなければならない。また、新たな COI 状態が発生した場合もすみやかに同申告書により修正自己申告・提出する。

第2条 本学会機関誌などでの発表

共著者を含む全ての著者における本施行細則第5条に定める開示する義務のある COI 状態は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とした団体に関わるものに限定する。

2. 本学会の機関誌などで発表を行う全ての著者は、投稿時に、「投稿時 COI（利益相反）申告書」により、COI 状態を自己申告しなければならない。

第3条 本学会が主催あるいは共催する学術集会、セミナー、公開講座等での発表

筆頭演者における本施行細則第5条に定める開示する義務のある COI 状態は、発表内容に関連して営利を挙げることを目的とする団体に関わるものに限定する。

2. 本学会の学術集会等で発表・講演を行う演者は、開示する義務のある COI 状態があれば、学会発表スライド・ポスター等において自己申告する。

第4条 申告書の保管

提出された「役員等 COI（利益相反）申告書」「投稿時 COI（利益相反）申告書」は、本学会事務所において個人情報として2-3年間厳重に保管され、原則的に部外秘とする。各様式は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会および利益相反管理委員会が随時利用できるものとする。当該申告者の利益相反状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合には、必要な事項について学会内部に開示あるいは社会へ公開するものとする。

第5条 申告すべき利益基準について

本施行細則第1-3条を実施するために申告すべき利益基準は以下の各号の通りとする。COI 状態の申告対象となる期間は、過去1-3年間とする。

(1) 企業や営利を目的とする団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上

(2) 株の保有については、1つの企業についての1年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該全株式の5%以上の保有

(3) 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上

(4) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上

(5) 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料について

は、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上

(6) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間 100 万円以上

(7) 奨学寄付附金(奨励寄付附金)については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間 100 万円以上

(8) 企業などが提供する寄附講座については、所属している場合に記載し、実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた総額が年間100万円以上

(9) その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行、贈答品など)については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間 5 万円以上

第6条 指針違反への措置

利益相反管理委員会は、「臨床救急にかかる研究のCOI(利益相反)に関する指針」に違反する行為に関して審議する権限を有し、その審議結果を理事会に答申する。その答申に基づいて重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、理事会はその遵守不履行の程度に応じて一定期間、以下に定める措置を取ることが出来る。

- ① 本学会が開催するすべての集会での発表の禁止
- ② 本学会の役員ないし学術集会会長就任の禁止
- ③ 本学会の理事会、評議員会への参加の禁止
- ④ 本学会の理事の除名、あるいは理事になることの禁止
- ⑤ 本学会の会員の除名、あるいは会員になることの禁止

2. 前項の措置を受けた者は、本学会に対して不服申立をすることができる。本学会が不服を受理したときは、これを理事会に付議する。

3. 臨時審査委員会は利益相反管理委員会の委員以外の会員から、事案ごとに理事長が指名した3～5名をもって構成される。臨時審査委員会は、第1項の措置が適正であったか否かの再審理を行い、審理の結果について理事会の協議を経て、その結果を非措置者に通知する。

非措置者に通知がなされた時点をもって同事案の臨時審査委員会はその任務を終了する。

第7条 改訂

本細則は、原則として、3年ごとに見直しを行う。

本細則の改訂は、理事会の議を経て、社員総会・会員総会に報告される。

附則

1. 本細則は、平成 27 年 6 月 4 日より施行する。
2. 本細則指針は、令和 6 年 6 月 725 日より施行する。

役員等利益相反申告書 (年就任時の前年から1年ごとに過去3年間申告)

日本臨床救急医学会 代表理事 殿

申告日(西暦) 年 月 日

本学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とした団体に関わるものを以下の通り申告します。

申告者氏名: _____

所属(機関・教室/診療科)・職名: _____

本学会での役職・委員会など名称(該当する箇所にチェックしてください。複数可)

理事 監事 学術集会会長 委員会委員長 作業部会小委員会・WG委員長

特定委員会委員(編集、総務、会則検討、評議員選出、広報、[公益信託丸茂救急医学研究振興基金運営丸茂基金日本臨床救急医学会運営](#)、研究倫理、利益相反管理)

A. 自己申告者自身の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (有 ・ 無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職(役員・顧問など)	金額区分	年
1				
2				
3				

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(1年間の本株式による利益) (有 ・ 無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分	年
1					
2					

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (有 ・ 無)

(1つの特許権使用料が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分	年
1				
2				

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

4. 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席(発表、助言など)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬 (有 ・ 無)

(1つの企業・団体からの講演料が年間合計50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分	年
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

金額区分: ①50万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上

5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体からの原稿料が年間合計50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分	年
1			
2			

金額区分：①50万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上

6. 企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	研究費区分	金額区分	年
1				
2				
3				

研究費区分：①産学共同研究 ②受託研究 ③治験 ④その他

金額区分：①100万円以上 ②1000万円以上 ③2000万円以上

7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学(奨励)寄附金 (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分	年
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

8. 企業などが提供する寄附講座 (□有 ・ □無)

(企業などからの寄附講座に所属している場合に記載)

	企業・団体名	寄附講座の名称	設置期間	年
1				
2				

*実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載

9. その他の報酬(研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など) (□有 ・ □無)

(1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上のものを記載)

	企業・団体名	報酬内容	金額区分	年
1				
2				
3				

金額区分：①5万円以上 ②20万円以上

B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産的利益を共有する者の申告事項

該当する方の口にしをお付けください。

すべて申告事項無し：こちらにしをお付けの場合は下記項目の記入は必要ございません。

申告事項有り：下記の該当項目にご記入ください。無い項目には「無」にしを付けてください。

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (有 ・ 無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係		
	企業・団体名		役職(役員・顧問など)	金額区分	年
1					
2					
3					

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(1年間の本株式による利益) (有 ・ 無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係		
	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分	年
1					
2					

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (有 ・ 無)

(1つの特許権使用料が年間100万円以上のものを記載)

	該当者氏名		申告者との関係		
	企業・団体名		特許名	金額区分	年
1					
2					

金額区分：①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

誓約：私の利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の日本臨床救急医学会での職務遂行上で妨げとなる、これ以外の利益相反状態は一切ありません。なお、本申告書の内容は、社会的・法的な要請があった場合は、公開することを承認します。

(本申告書は、任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から3年間保管されます)

自己申告書の欄が足りない場合に記入出来なかったものについてご記入ください。 (別紙)

申告者氏名：_____

<申告事項>

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額
2. 株の保有と、その株式から得られる利益 (就任時前年度1年間の本株式による利益)
3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬
4. 企業や営利を目的とした企業や団体より、会議の出席 (発表) に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当 (講演料など)
5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学 (奨励) 寄附金
8. 企業などが提供する寄附講座
9. その他の報酬 (研究とは直接無関係しない、旅行、贈答品など)

申告者 (A・B)	申告 番号	企業・団体名	適用 (役職・特許名・研究費種類など) *2の場合に持ち株数および株面を記載	金額区分 (各項目を参照して下さい)	年

* 記載項目数が足りない場合はコピーしてください。